

令和6年度 税率表

高知県

○法人県民税

種類	法人の区分	税率	
均等割	資本金等の額が1千万円以下である法人、 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) 公共法人、公益法人及び収益事業を行う人格のない社団等、 一般社団・財団法人(非営利型を除く)	年額 20,500円	
	資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下である法人	年額 50,500円	
	資本金等の額が1億円を超え、10億円以下である法人	年額 130,500円	
	資本金等の額が10億円を超え、50億円以下である法人	年額 540,500円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,500円	
法人税割		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始した事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
	下記以外の法人	3.2%	1%
	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	4%	1.8%
	保険業法に規定する相互会社		
法人税額が年1,000万円(法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人は、年1,000万円×事業年度月数÷12で計算した額)を超える法人			

均等割には、森林環境税の500円が含まれています。森林環境税は平成15年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分について適用されます。
平成22年9月30日までの解散(合併による解散を除く)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は5.8%です。

○法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税

◎外形標準課税対象法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)の場合

種類	適用区分	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始した事業年度		平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始した事業年度		令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始した事業年度		令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
		事業税率	地方法人特別税率	事業税率	地方法人特別税率	事業税率	特別法人事業税率	事業税率	特別法人事業税率
所得割	年400万円以下の所得	1.6%	93.5%	0.3%	414.2%	0.4%	260%	1%	260%
	年400万円超～800万円以下の所得	2.3%		0.5%		0.7%			
	年800万円超の所得	3.1%		0.7%		1%			
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人	3.1%		0.7%		1%			
付加価値割	付加価値額(収益配分額と単年度損益の合計額)	0.72%	-	1.2%	-	1.2%	-	1.2%	-
資本割	資本金等の額	0.3%	-	0.5%	-	0.5%	-	0.5%	-

◎外形標準課税対象法人以外の法人の場合

種類	適用区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始した事業年度		令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始した事業年度		令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した事業年度		令和4年4月1日以後に開始する事業年度		
		事業税率	地方法人特別税率	事業税率	特別法人事業税率	事業税率	特別法人事業税率	事業税率	特別法人事業税率	
所得金額に課税(所得割)	普通法人 公益法人等 人格のない 社団等を含む	年400万円以下の所得	3.4%	43.2%	3.5%	37%	3.5%	37%	3.5%	37%
		年400万円超～800万円以下の所得	5.1%		5.3%		5.3%			
		年800万円超の所得	6.7%		7%		7%			
	特別法人 (協同組合 医療法人等)	3以上の都道府県に事務所又は事業所を有し、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	6.7%	-	7%	-	7%	-	7%	-
		年400万円以下の所得	3.4%	43.2%	3.5%	34.5%	3.5%	34.5%	3.5%	34.5%
		年400万円超の所得	4.6%		4.9%		4.9%			
3以上の都道府県に事務所又は事業所を有し、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	4.6%	4.9%	4.9%							
収入金額に課税(収入割)	電気(送配電事業)・導管ガス供給業・保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割 0.9%	43.2%	収入割 1%	30%	収入割 1%	30%	収入割 1%	30%	
	電気供給業(発電事業等・特定卸供給事業・小売電気事業等)で資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人	収入割 0.9%	43.2%	収入割 1%	30%	収入割 0.75%	40%	収入割 0.75%	40%	
						付加価値割 0.37%	-	付加価値割 0.37%	-	
						資本割 0.15%	-	資本割 0.15%	-	
	電気供給業(発電事業等・特定卸供給事業・小売電気事業等)で資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下の法人等	収入割 0.9%	43.2%	収入割 1%	30%	収入割 0.75%	40%	収入割 0.75%	40%	
						所得割 1.85%	-	所得割 1.85%	-	
					収入割 0.48%	-	収入割 0.48%	62.5%		
特定ガス供給業を行う法人	収入割 0.9%	43.2%	収入割 1%	30%	収入割 1%	30%	収入割 1%	30%		
						付加価値割 0.77%	-	付加価値割 0.77%	-	
						資本割 0.32%	-	資本割 0.32%	-	

地方法人特別税および特別法人事業税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額です。

事業年度が1年に満たない法人は、税率の適用区分が異なります。

例:普通法人で所得額1,000万円、事業年度の期間が5か月の場合

年400万円以下の部分の金額 : 400万円 × 5 ÷ 12 = 1,666,666円
 年400万円を超え800万円以下の部分の金額 : 400万円 × 5 ÷ 12 = 1,666,666円
 年800万円を超える部分の金額 : 1,000万円 - (1,666,666円 + 1,666,666円) = 6,666,668円

※平成22年9月30日までの解散等の法人の清算中の課税

法人の種類	適用区分	H20.9.30までの解散		H20.10.1～H22.9.30の解散	
		事業税率	地方法人特別税率	事業税率	地方法人特別税率
外形標準課税対象法人	清算所得	7.2%	148%	2.9%	81%
特別法人		6.6%	81%	3.6%	81%
上記以外の法人		9.6%	81%	5.3%	81%

(清算所得課税の廃止に伴い、平成22年10月1日以降の解散等による清算中の法人は、通常の所得課税となります)